

結婚に関連する主な手続き

支所 マークのあるものは、各支所でも受付しています

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きを御自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	担当課 【受付窓口】
住所が変わる方	住所変更 (転入・転出・転居) ※転入・転出・転居のチェックシートも 確認してください			市民課 【総合庁舎1階】
同居中で、今まで生計が別になっていた方 (住民票上、別世帯になっていた方)	世帯合併、または世帯変更			
姓が変わる方で、 マイナンバーカード、住民基本台帳カードの いずれかをお持ちの方	カードの氏名変更 ・券面変更手続き ・署名用電子証明書の再発行	(お持ちのカード) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ※暗証番号(数字4桁)の入力が必要で す。暗証番号を忘れた場合は、暗証番号 の再設定をしますが、カード以外の本人 確認書類が1点必要です 「署名用電子証明書」の再発行には、暗証 番号(英数字6~16桁)の入力が必要です		
姓が変わる方で、旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に廃止になります			
住民票に旧姓(旧氏)を併記または削除したい方	旧氏請求書 ※後日、新しい戸籍の記載が完了してか らの手続きになります	・戸籍謄本等 ・本人確認書類 ・マイナンバーカード		
お子さんの戸籍についての御相談	入籍届、養子縁組届など	受付窓口で御相談ください		

保険
年金

国民健康保険に加入中で、姓など 資格確認書 (被保険者証) または 資格情報のお知らせ の記載に変更がある方	新しい 資格確認書 または 資 格情報のお知らせ の交付 ※市民課では婚姻届と同時のみ受付	変更前の資格確認書または国民健康 保険被保険者証		市民課【総合庁舎1階】 ※保険料、その他内容につ いては国民健康保険課 支所
姓が変わる方、または世帯構成に変更があ る方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※支所では特定疾病療養受療証の手続きは不可	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など		国民健康保険課 【総合庁舎1階】 支所
国民健康保険から、配偶者の勤務先の 健康保険の扶養に入る方	国民健康保険の脱退	・勤務先の健康保険に加入したこ とができる書類、資格取得証明書等 ・資格確認書または国民健康保険被 保険者証		市民課 支所 ※保険料、その他内容につ いては国民健康保険課 【総合庁舎1階】
最近退職した方				
→配偶者の勤務先の健康保険の扶養に 入る方	旭川市役所での手続きはありません 勤務先へお問い合わせください			
→国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 ※資格喪失日から14日以内	・勤務先の健康保険の 資格喪失証明書		市民課 支所 【総合庁舎1階】 ※保険料、その他内容につ いては国民健康保険課
	国民年金の加入 (20歳から60歳未満) ※資格喪失日から14日以内			市民課国民年金担当 【総合庁舎1階】 支所
姓が変わる方で、75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療資格確認 書 または 資格情報のお知らせ の交付(後日郵送)	新しい資格確認書が届いたら、これま でお使いのものを返却してください		国民健康保険課 後期高齢者医療係 【総合庁舎2階】 支所
→姓が変わる方、または世帯構成に変更があ る方で、各種認定証等をお持ちの方 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証	※資格確認書に自己負担限度額 等の適用区分、特定疾病区分等 が併記されます			
年金を受給中の方	氏名変更※マイナンバーが収録されている方は原則不要	各関係機関へ御確認ください ・国民年金・厚生年金の方は年金事務所 ・共済年金の方は各共済組合・農業者年金の方は農協		旭川年金事務所お客様相談室 25-5606

こども

児童手当を受給していて、受給者が変わる方	・受給事由消滅届 ・認定請求書(新しい請求者) ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務 先に申請してください ※市民課では婚姻届と同時のみ受付	・新しい請求者の通帳 ・新しい請求者の健康保険情報のわかる 書類(※児童が3歳未満かつ各種共済組合加入の場合のみ)		子育て助成課 【総合庁舎3階】 (市民課) 支所
子ども医療費受給者証をお持ちのお子さんが いる方で、主たる生計維持者が変わる方	子ども医療費受給者証の変更	QRコードから電子申請 を行ってください ・新たな生計維持者の本人 確認書類 ※前住所地の所得課税証明書が必要な場合があります		支所 ※窓口で書面による申請 を御希望の場合 (注 電子申請と必要な ものが異なります)
ひとり親家庭等に該当していた方	児童扶養手当の資格喪失 ・ひとり親家庭等医療費助成の 資格喪失届 ・子ども医療費助成の申請(電子申請可) (0歳~中学生のお子さんがいる方)	児童扶養手当証書 ・ひとり親家庭等医療費受給者証 ・お子さんの健康保険情報のわかる書類 ・生計維持者と20歳以上の同一世帯員全員の本人 確認書類 ※前住所地の所得課税証明書が必要な場合があります		子育て助成課 【総合庁舎3階】
	就学援助の異動届 ※世帯構成が変わると異動届が必要です	担当課に御確認ください		学務課 【総合庁舎4階】
医療費助成(養育医療、育成医療、小児慢性特定疾病) を受けている方	各受給者証(住所・氏名・自己負担上限額等)の変更	担当課に御確認ください		子育て助成課 【総合庁舎3階】
特別児童扶養手当の受給者が変わる方	・資格喪失届 ・認定請求書(新しい請求者)	・請求者と児童を含む世帯全員の住民票と戸籍謄本 ・新しい請求者の通帳・新しい請求者の所得証明書		障害福祉課 支所 【総合庁舎1階】
保育所等に入所しているお子さんがいる方	氏名変更など ※保育所等で手続き	保育所等に用紙があります		こども育成課 【総合庁舎3階】
放課後児童クラブに入会しているお子さんがいる方	氏名変更や入会要件の確認など ※放課後児童クラブで手続き	放課後児童クラブに用紙があります		

こども	重度心身障害者医療費受給者証をお持ちのお子さん がいて主たる生計維持者が変わる方	主たる生計維持者の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ※同意書や印鑑が必要な場合があります	国民健康保険課 支所 後期高齢者医療係【総合庁舎2階】	
	高 齢	姓が変わる方で介護保険被保険者証等 をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険被保険者証等の氏名変更 ※市民課では婚姻届と同時に、介護保険被保険者証のみ受付	・介護保険被保険者証 (お持ちの方は) ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証	介護保険課 支所 【総合庁舎2階】 (市民課)
		福 祉	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
	姓が変わる方で自立支援医療受給者証(更生医 療・精神通院医療)、障害福祉サービス受給者証 をお持ちの方		受給者証の氏名変更	・自立支援医療受給者証 ・障害福祉サービス受給者証	障害福祉課 【総合庁舎1階】
	姓が変わる方で重度心身障害者の医療費受給者 証をお持ちの方、または主たる生計維持者が変わる方		受給者の氏名変更、または主たる 生計維持者の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ※同意書や印鑑が必要な場合があります	国民健康保険課 支所 後期高齢者医療係【総合庁舎2階】
税・料金	上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更	お電話またはインターネットで手続 できます	水道局お客様センター 24-3163	
	姓が変わる方で市税・国民健康保険料の振替口座 を変更する方	口座振替の変更	・預貯金通帳 ・通帳の届出印 ・納税(入)通知書	納税管理課 支所 【総合庁舎3階】	
その他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き	入居者が増減する場合、届出が必要で す。担当課に御確認ください	市営住宅課 【総合庁舎5階】	
		市営住宅の同居手続き			

● 各支所の御案内 ●

神居支所(神居2条9丁目 61-2311) 江丹別支所(江丹別町中央 73-2001) 永山支所(永山3条19丁目 48-1111) 神楽支所(神楽3条6丁目 61-6191)
東旭川支所(東旭川北1条6丁目 36-1111) 西神楽支所(西神楽南2条3丁目 75-3111) 東鷹栖支所(東鷹栖4条3丁目 57-2111)

旭川市役所

〒070-8525
旭川市7条通9丁目48番地



市役所代表電話 0166-26-1111

開庁時間 午前8時45分 ~ 午後5時15分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

担当課名と手続きの内容を
お伝えください。担当課に
お繋ぎいたします

※市民課窓口の開設時間を延長して
います(毎週木曜日午後7時まで)。
取扱業務は御確認ください。

支所でも受付できる手続きがあります。内側の表で御確認ください。

旭川市ホームページ <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp>

手続きチェックシート 結婚

御結婚おめでとうございます

婚姻届

《届出に必要なもの》

- ・届書
※届書には、御結婚されるお二人と証人(成人2人)の署名が必要です

戸籍の届出による婚姻事項の記載は、通常1週間程度かかります。
(※市外に本籍がある方は2~3週間程度かかります。)
戸籍謄本などが必要な場合は、事前に電話等で確認してから請求してく
ださい。

関連する主な手続きは内側にあります

市役所当直に提出された場合には、本籍や住所等の確認ができ
ないため、後日再来庁をお願いすることがあります。
できるだけ平日に窓口での確認を済ませてから、提出されるこ
とをお勧めします。

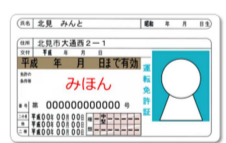
忘れずにお持ちください

本人確認書類 ※有効期限内の原本


市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点
で
本人
確認
できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きの証明書>



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・住民基本台帳カード(顔写真付き)
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点
が
必要なもの

- ・資格確認書、被保険者証
- ・介護保険被保険者証
- ・年金手帳、年金証書
- ・医療費受給者証
- ・社員証、学生証など

※婚姻届受理後、受理証明書を請求していただくことが
できます。
A4版 1通 350円 B4版 1通 1,400円
即日交付ができない場合があります。